

### 質問

## 「交通社会実験の支援と普及について」

昨年10月に自由が丘駅周辺において街づくり会社「ジェイ・スプリット」が国土交通省の委託を受け、楽しく安全に歩ける歩行空間創出の為、4つの交通社会実験を行いました。そして、今年も昨年の実験を踏まえ、地域を拡大し共同配送システムを用いた路上荷物削減の実験に向け、国土交通省と協議をしていると聞いております。そこで伺います。国土交通省から委託をされ実験が行われた場合、目黒区として昨年同様引き続き支援を行うのか。次に国土交通省から委託をされなかった場合、支援がなくなりこの実験を行うことが困難となります。実験を継続する為にも、目黒区が支援を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。次に昨年の4つの実験の成果を出す為にも、歩行者専用時間帯の曜日の拡大、具体的には土曜日にも歩行者専用時間帯を設置するなどを考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。次に、放置自転車やパリアフリー、路上荷物置きなど、交通問題が自由が丘駅周辺だけではなく目黒区内の各地域に起こっております。交通社会実験は今のところ国土交通省の委託により行われていますが、今後目黒区の政策としてこの交通社会実験を行い、他の目黒区内の駅周辺にも行うよう薦めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

### 区長

現在国では全国各地からの申請に対し選定作業を進めていると聞いています。区と致しましては、引き続き関係者との緊密な連携を保ちながら円滑な実施に向け支援をして参りたいと考えております。次に第2問でございますが、現在、東京都や本区においては社会実験等に対する助成制度はございませんので、仮に選定から外れた場合、国と同様に費用負担をしていくことは困難であります。国とも改めて他の支援についての調整を図りながら、区としても可能な支援策について検討して参りたいと思っております。次に第3問、昨年の実験では現在日曜・休日でも実施されております。歩行者天国の時間帯に、駅前広場で2系統のバスを導入する実験を行いました。曜日等の拡大にあたっては車両の導入についても合わせ考えていく必要があるかと存じます。実験により得られた課題を踏まえ、株式会社ジェイ・スプリットをはじめ、地元商店街等の意向や交通管理者の考え方を踏まえながら、さらに研究を進めていきたいと思っております。次に第4問、区内の他駅周辺地域において、区として交通社会実験ができないかについてでございますが、社会実験は新たな事業などを導入する際、日時を限定しその効果や影響を検証するもので対象地域に、具体的な街づくりの方針や想定される事業等が明らかになっていること、実施に向けた地元の熱意や組織力が必要であると考えております。他の駅周辺について、自由が丘地区と同様に交通社会実験を行うことは、各地区の街づくり計画の推移や地元の熱

### 質問

## 「ビルピット臭気問題について」

本年1月から3月にかけて、東京都下水道局南部事務所が自由が丘商店街振興組合と協力し、自由が丘1丁目2丁目付近をビルピットの地下槽、排水槽いわゆるビルピット等に起因する臭気防止の為にビルピットを有する建物対象にその付近の汚水層の硫化水素ガスの濃度測定する臭気調査を行いました。その調査範囲内で肺を刺激する最低限界30PPMを超える箇所が30箇所あり、調査対象76ビルのうち指導対象ビルが19ビルという結果となりました。また、その中で2〜15分で臭覚神経麻痺を起こす100PPMを超える箇所が12箇所あり、1時間の曝露で生命の危険を及ぼす500PPMを越す箇所もあるという深刻な事態です。今後、下水道局、および目黒区において改善の為、指導していくということをお聞きしています。しかしビルオーナーにとって負担のかかることで、指導のみで改善がなされるか疑問があります。融資制度や助成制度の確立を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

### 区長

昨年来、区は下水道局と協議をして、当該地域の調査を実施し、この結果下水道局は本年6月から改善指導を行う為、区に協力を求めて参りました。下水道局の個別指導を補完する為、区は地域振興保全の立場からビルオーナーに対する改善要望を行っているものであります。助成制度や融資制度については、都も、ビル所有者の管理上の責任の上で改善を施さなければならないのが現状でございます。区においても、直接の指導権限がなく、都に協力する立場でありますので、特別な補助制度は設けてございません。したがって、区における新たな補助制度などの創設は当面困難と考えておりますが、既存の区の融資制度である中小企業資金融資や小規模企業資金融資、またマンションであれば住宅修繕資金融資など活用できる区の融資制度の紹介を、下水道局の要請と合わせて行って参りたいと思っております。

### 質問

## 「景観法について」

昨年12月、景観法が施行されました。景観法は、基本理念の柱に、「良好な景観は現在及び将来における国民共通の資産である」と掲げ、地方自治体が景観行政の主眼となる景観計画を作成し、建築物に関する様々な規制可能となる景観計画区域

を定めるようにしました。合わせて、国や地方自治体、事業者、住民が負う責務や良好な景観形成の為の規制、国と景観整備機構に指定された非営利組織いわゆるNPOなどによる自治体の支援が盛り込まれております。景観法は建築物に対する規制を直接するものではなく、自治体が条例などで規制内容を定める必要があります。目黒区においても、景観法を利用して街づくりをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

### 区長

目黒区では平成5年3月に策定しました目黒区都市景観形成方針により、これまで目黒らしい景観形成の考え方や景観整備の内容、重点事業の選定などを示し、区の施設建設や都市整備事業の実施などにおいて、良好な景観形成の視点で取り組んで参りました。また、平成16年6月の用途地域地区の見直しでは、住環境の整備に関する指定事項を制定するなど、良好な住環境の保全に努めて参りました。しかしながら、良好な景観を形成していくには、建物の形態制限だけでなく、緑や屋上の広告物による規制、誘導など街づくり全体を考えた総合的な対応が必要であります。平成16年3月に策定した目黒区都市計画マスタープランでは、景観について自然資源や歴史文化資源を生かしながら個性ある街並みを形成し、区民の皆様が愛着や誇りを持つ魅力ある街を目指すという考えを示しているところでございます。現在、東京都では景観審議会等において、東京都全体を対象とした、今後の景観行政のあり方について検討を進めているところであり、それらの推移も十分見極めながら、目黒区都市景観形成方針の改正も含めて、区として景観法等を生かした街づくりに取り組む具体的な方策を今年度から検討して参りたいと考えております。

## 1期3年目は 下記委員会で活動します。

### 生活福祉委員会

1. 地域振興について
2. 社会福祉(子育て支援課及び保育課の所管事項を除く)について
3. 保健衛生について



### 再開発・街づくり調査特別委員会

1. 中目黒再開発に関する調査
2. 自由が丘地区整備(中心市街地活性化事業を含む)に関する調査
3. 大橋地区整備に関する調査
4. 複合施設の建設に関する調査



### 議会運営委員会

### 自民党目黒区議団副幹事長兼会計